

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

十三号) に規定する障害者支援施設を経営する事業

業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用する事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他の近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るために各種の事業を行うものを利用させる事業）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対する、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるため必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与すること

3 第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人との個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。（地域福祉の推進）

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならぬ。

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれるものとする。

一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあっては、三月）を超えない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行つものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

2 第四条 地域福祉の推進は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他の地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講じなければならない。（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第七条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人との個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。（地域福祉の推進）

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならぬ。

4 第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人との個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。（地域福祉の推進）

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならぬ。

4 第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人との個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。（地域福祉の推進）

2 第十条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。（臨時委員）

2 第十二条 地方社会福祉審議会の委員の互選によるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。（委員長）

2 第十三条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。（委員長）

2 第十四条 地方社会福祉審議会の委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。（専門分科会）

2 第十五条 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。（地方社会福祉審議会に関する特例）

2 第十六条 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。（地方社会福祉審議会に関する特例）

2 第十七条 地方社会福祉審議会は、前項の規定にかかる限り、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「(政令への委任)
児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉審議会に置く」とする。
第十三章 福祉に関する事務所
第十四条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ)は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。
2 都道府県及び市は、その区域(都道府県については、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。)をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。
3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。
4 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。
5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。
6 市町村の設置する福祉に関する事務所は、生활保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務所のうち市町村が処理することとされているものをつかさどるところとする。
7 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。
8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。(組織)
第十五条 福祉に関する事務所には、長及び少な

2 合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。
第三章 福祉に関する事務所
第十六条 所員の定数は、条例で定める。
1 事務を行なう所員は、所の長の指揮監督を受け、所務を掌理する。
2 指導監督を行なう所員は、所の長の指揮監督を受けて、所務を掌理する。
3 指導監督を行なう所員は、所の長の指揮監督を受け、所務を掌理する。
4 現業を行なう所員は、所の長の指揮監督を受け、援護、育成又は更生の措置をする者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。
5 事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受け、所の庶務をつかさどる。
6 第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でなければならぬ。
(所員の定数)

2 合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。
第四章 社会福祉主事
第十八条 (設置) 都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。
第十九条 (指導監督) 都道府県知事並びに指定都市及び中核市長は、この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行なうことを職務とする。
第二十条 (指導監督) 都道府県知事並びに中核市長は、この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に関しそれぞれその所部の職員の行う事務について、その指導監督を行うために必要な計画を樹立し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に關し必要な事項は、政令で定める。
第五章 指導監督及び訓練
第二十二条 (定義) この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。
第二十三条 (定義) 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。(経営の原則等)
第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる扱い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行なうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

(役員等に欠員を生じた場合の措置)
第四十五条の六 この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。

3 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

4 第四十五条の二及び前条の規定は、前項の一定会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

(役員の欠員補充)

第四十五条の七 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2 前項の規定は、監事について準用する。

(評議員会の権限等)

第四十五条の八 評議員会は、全ての評議員で組織する。

1 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百八十四条から第一百八十六条まで及び第一百八十九条から第二百八十六条まで及び第二百九十六条の規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(評議員会の運営)

第四十五条の九 定時評議員会は、毎会計年度の終了後、定期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができます。

3 評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

4 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

5 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができます。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

三 評議員会の決議は、議決に加わることができるものと定めた場合にあつては、その割合を定めた場合にあつては、その割合以上をもつて行う。

7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上に当たる多数をもつて行わなければならない)。

一 第四十五条の四第一項の評議員会(監事を解任する場合に限る)。

二 第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百三十三条第一項の評議員会

三 第四十五条の三十六第一項の評議員会

四 第四十六条第一項第一号の評議員会

五 第五十二条、第五十四条の二第二項及び第五十四条の八の評議員会

六 第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百八十七条から第二百八十九条まで及び第二百九十二条第一項第二号に掲げる事項以外の事項について、決議をすることができない。ただし、第45条の十九第六項において準用する同法第二百九十二条の規定は、評議員会の出席を求めるについて、この限りでない。

10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百八十八条から第二百八十九条まで及び第二百九十二条の規定は、評議員会の出席を求めるについて、この限りでない。

十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百八十九条から第二百八十九条まで及び第二百九十二条の規定は、評議員会の出席を求めるについて、この限りでない。

第一百九十四条の規定は評議員会の決議について、同法第一百九十五条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第一百八十二条第一項第三号及び第一百九十四条第三項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事等の説明義務)

4 評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に關しないものである場合は、その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

(議事録)

5 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

6 社会福祉法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

7 社会福祉法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げた請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

8 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

三 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

四 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

五 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

六 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

七 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

八 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

九 評議員会は、次に掲げる職務を行う。

一 社会福祉法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選定及び解職

四 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。

五 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

六 第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十五条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除

七 その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十五条第一項の規定による定款の定めに

八 第四十五条の二十第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十五条第一項の規定による定款の定めに

九 第四十五条の二十第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十五条第一項の規定による定款の定めに

十 第四十五条の二十第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十五条第一項の規定による定款の定めに

条第一項及び第三項、第二百七十二条、第二百七十三条並びに第二百七十七条の規定は、評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十五条第一項中「社員総会又は評議員会(以下この款及び三百五十五条第一項第一号口において「社員総会等」という。)」とあり、及び同法第二項中「社員総会等」とあるのは、「評議員会」と、同法第二百六十六条第一項中「社員等」とあるのは、「評議員、理事、監事又は清算人」と、「社員総会等」とあるのは、「評議員会」と、同項第一号及び第二号並びに同条第二項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十二条第一項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十二条第一項中「社員総会等」とあるのは「社員」とあるのは「債権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の権限等)

4 理事会は、次に掲げる権限等

一 理事会は、理事会の選定及び解職

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選定及び解職

四 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。

五 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

六 第四十五条の二十第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十五条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除

七 その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十五条第一項の規定による定款の定めに

八 第四十五条の二十第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十五条第一項の規定による定款の定めに

九 第四十五条の二十第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十五条第一項の規定による定款の定めに

十 第四十五条の二十第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十五条第一項の規定による定款の定めに

財団法人に関する法律第二百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号並びに第四項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものとつているときは、この限りでない。

評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

五 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

六 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

（計算書類等の提出命令）

第四十五条の三十四 判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第四十五条の三十五 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に（社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した

日以後遅滞なく）、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間が、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 財産目録

二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。）

三 報酬等、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第五十九条の二第一項第二号において同じ。）の支給の基準を記載した書類

四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

五 前項各号に掲げる書類（以下この条において「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。

三 何人も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

三 前項の規定にかかるらず、社会福祉法人は、役員等名簿について当該社会福祉法人の評議員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。

四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）

五 破産手続開始の決定

六 所轄庁の解散命令

第四十六条の三十六 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

一 定款の変更（厚生労働省令で定めるものと除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二 定款の変更（厚生労働省令で定めるものと除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

三 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

四 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散事由）

第四十六条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。

一 評議員会の決議

二 定款に定めた解散事由の発生

三 目的たる事業の成功の不能

四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）

第四十六条の四 前条の規定により清算をする社会福祉法人（以下「清算法人」という。）は、一人又は二人以上の清算人を置かなければならぬ。

（清算法人の能力）

第四十六条の五 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならぬ。

（清算法人の機関）

一 清算法人における機関の設置

二 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならぬ。

三 清算法人は、定款の定めによつて、清算人会又は監事を置くことができる。

四 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならぬ。

（清算法人の就任）

一 第三節第一款（評議員及び評議員会に係る部分を除く。）の規定は、清算法人については、適用しない。

二 清算法人は、定款の定めによつて、清算人会又は監事を置くことができる。

三 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならぬ。

（清算人の就任）

一 理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

二 定款で定める者

三 評議員会の決議によつて選任された者

（清算人の就任）

一 理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

二 定款で定める者

三 評議員会の決議によつて選任された者

（清算人の就任）

一 前項の規定により清算人となる者がないとときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

二 前二項の規定にかかるらず、第四十六条の三第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

（清算人の就任）

一 前二項の規定にかかるらず、第四十六条の三第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

4 第二項の規定による選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。

（裁判所による監督）

第四十七条の四 社会福祉法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第四十七条の五 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならぬ。 (検査役の選任)

（検査役の選任）

第四十七条の六 裁判所は、社会福祉法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第四十六条の十三の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第四十七条の七 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条（第一号、第二号及び第十九号に係る部分に限る。）、第二百九十条、第二百九十二条、第二百九十三条（第一号及び第二百九十五条の規定は、社会福祉法人の解散及び清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。）

第三款 合併
第一目 通則

第三款 合併
第一目 通則
社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。この場合においては、合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければならない。

の業務時間内では、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸收合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十四条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条第一項の評議員会の日の二週間前日の（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人

第二目 吸收合併

(吸収合併契約)

第四十九条 社会福祉法人が吸収合併（社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継されるものをいう。以下この目及び第六十五条第十一号において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

（吸収合併の効力の発生等）

第五十条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の第九十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併消滅社会福祉法人に対して、そ

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの
四 閲覧の請求
前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸收合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸收合併契約の承認)

第五十二条 吸收合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第五十三条 吸收合併消滅社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 吸收合併をする旨

二 吸收合併存続社会福祉法人の名称及び住所

三 吸收合併消滅社会福祉法人及び吸收合併存続社会福祉法人の計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下この款において同じ。）に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができると旨

債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸收合併について承認をしたものとみなす。

債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸收合併消滅社会福祉法人は、当該債務者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸收合併を

及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から吸収合併の登記の日後六月を経過するまでの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの閲覧の請求

(吸収合併契約の承認)

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五十四条の二 吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の債務の額として厚生労働省令で定める額が吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合に、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条の三 吸収合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければなら

第五十四条の一

省令で定める額が吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合は、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。
(債権者の異議)

第五十四条の三 吸収合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければなら

職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他の事業経営の状況を調査させることができるものとする。

(改善命令)

都道府県知事は、第六十二条第一項の規定による届出をし、若しくは同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設又は第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十五条第一項又は第六十八条の二第一項若しくは第二項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を経営する者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。(許可の取消し等)

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、又は第六十二条第二項の規定による許可を受けたときは、その事業を経営する者が、第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定による

条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条、第六十八条の三若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不當な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、又は第六十二条第二項若しくは第六十九条第一項若しくは第二項の許可を取り消すことができる。

都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第六十九条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をし、若しくは第六十九条第一項に規定する他の法律による届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第一項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を経営する者(次章において「社会福祉事業の経営者」という。)が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、

社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を經營する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不當の行為をしたときは、その者に對し、社会福祉事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

(市との区域内で行われる障害事業の特例)

第七十三条 市の区域内で行われる障害事業について第六十九条、第七十条及び前条の規定を適用する場合においては、第六十九条第一項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び市」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」と、同条第二項、第七十条及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第七十四条 第六十二条から第七十一条まで並びに第七十二条第一項及び第三項の規定は、他の法律によって、その設置又は開始につき、行政の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

第八章 福祉サービスの適切な利用

第一節 情報の提供等

(情報の提供)

第七十五条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス(社会福祉事業において提供されるものに限り。以下この節及び次節において同じ。)を利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用することができるよう、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

(利用契約の申込み時の説明)

第七十六条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申

込みがあつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等)

第七十七条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地

二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容

(利用契約の成立時の書面の交付)

四 その他厚生労働省令で定める事項

五 払うべき額に関する事項

六 その他の厚生労働省令で定める事項

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十九条 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するため、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(誇大広告の禁止)

第八十条 福祉サービス利用援助事業の実施に当たつては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならぬ。

第八十一条 都道府県社会福祉協議会は、百十一条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

(社会福祉事業による苦情の解消)

第八十二条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

一 運営適正化委員会

二 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関する学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

(運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等)

第八十三条 都道府県社会福祉協議会は、第八十二条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する苦情を適切に解決するため、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関する学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

(運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等)

第八十四条 運営適正化委員会は、第八十二条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する苦情を適切に解決するため、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関する学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

(運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等)

第八十五条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を行う者に対しても必要な助言又は勧告をすることができる。

(福祉サービス利用援助事業の実施に当たつては、利用者の意向)

二 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意

を得て、苦情の解決のあつせんを行なうことがで
きる。

(運営適正化委員会から都道府県知事への通知)

第八十六条

運営適正化委員会は、苦情の解決に
当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者
の処遇につき不当な行為が行われているおそれ
があると認めるときは、都道府県知事に対し、
速やかに、その旨を通知しなければならない。
(政令への委任)

第八十七条 この節に規定するもののほか、運営
適正化委員会に関し必要な事項は、政令で定め
る。

第三節

社会福祉を目的とする事業を經
営する者への支援

第八十八条 都道府県社会福祉協議会は、第百十
一条第一項各号に掲げる事業を行なうほか、社会福
祉を目的とする事業の健全な発達に資するた
め、必要に応じ、社会福祉を目的とする事業を
経営する者がその行つた福祉サービスの提供に
要した費用に関して地方公共団体に対して行う
請求の事務の代行その他の社会福祉を目的とす
る事業を経営する者が当該事業を円滑に実施す
ることができるよう支援するための事業を実施
するよう努めなければならない。ただし、他に
当該事業を実施する適切な者がある場合には、
この限りでない。

第九章 社会福祉事業等に従事する者の確 保の促進

第一節 基本指針等

(基本指針)

第八十九条 厚生労働大臣は、社会福祉事業の適
正な実施を確保し、社会福祉事業その他の政令
で定める社会福祉を目的とする事業(以下この
章において「社会福祉事業等」という。)の健
全な発達を図るために、社会福祉事業等に従事す
る者(以下この章において「社会福祉事業等從
事者」という。)の確保及び国民の社会福祉に
関する活動への参加の促進を図るために措置に
関する基本的な指針(以下「基本指針」とい
う)を定めなければならない。

第二 基本指針に定める事項は、次のとおりとす
る事項

二 社会福祉事業等従事者の就業の動向に關す る事項

二 社会福祉事業等を經營する者が行う、社会
福祉事業等従事者に係る処遇の改善(国家公
務員及び地方公務員である者に係るもの)を除
く)及び資質の向上並びに新規の社会福祉
事業等従事者の確保に資する措置その他の社
会福祉事業等従事者の確保に資する措置の内
容に關する事項

く。)及び資質の向上並びに新規の社会福祉
事業等従事者の確保に資する措置その他の社
会福祉事業等従事者の確保に資する措置の内
容に關する事項

三 前号に規定する措置の内容に關して、その
適正かつ有効な実施を図るために必要な措置

四 国民の社会福祉事業等に対する理解を深
め、国民の社会福祉に関する活動への参加を
促進するために必要な措置の内容に關する
事項

五 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ
を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣
総理大臣及び総務大臣に協議するとともに、社
会保障審議会及び都道府県の意見を聽かなけれ
ばならない。

六 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ
を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな
ければならない。

(社会福祉事業等を經營する者の講ずべき措置)

七 第九十条 社会福祉事業等を經營する者は、前条
第二項第二号に規定する措置の内容に即した措
置を講ずるように努めなければならない。

(指導及び助言)

八 第四十号に規定する措置の内容に即した措置を講
ずる者に対し、必要な協力を行なうように努めな
ければならない。

(指導及び助言)

九 第九十二条 国及び都道府県は、社会福祉事業等
を經營する者に対し、第八十九条第二項第二号
に規定する措置の内容に即した措置の的確な実
施に必要な指導及び助言を行なうものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

一 都道府県センターは、その名称、住所又は事
務所の所在地を変更しようとするときは、あら
かじめ、その旨を都道府県知事に届け出なけれ
ばならない。

(業務)

二 都道府県センターは、前項の規定による届出をあ
げたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

三 都道府県知事は、前項の規定による届出があ
げたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

四 都道府県センターは、前項の規定による届出をあ
げたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

五 都道府県センターは、前項の規定による届出をあ
げたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

六 都道府県センターは、前項の規定による届出をあ
げたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

七 都道府県センターは、前項の規定による届出をあ
げたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

八 都道府県センターは、前項の規定による届出をあ
げたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

九 都道府県センターは、前項の規定による届出をあ
げたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

一 都道府県センターは、前項の規定による届出をあ
げたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

二 都道府県センターは、前項の規定による届出をあ
げたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

三 都道府県センターは、前項の規定による届出をあ
げたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

祉事業等従事者の確保を図ることを目的として
設立された社会福祉法人であつて、次条に規定
する業務を適正かつ確實に行なうことができると
認められるものを、その申請により、都道府県
ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センター
(以下「都道府県センター」という。)として指
定することができる。

二 都道府県知事は、前項の申請をした者が職業
安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号)第三
十三条第一項の許可を受けて社会福祉事業等従
事者につき無料の職業紹介事業を行う者でない
ときは、前項の規定による指定をしてはならな
い。

(情報の提供の求め)

三 都道府県センターは、都道府県センターは、都道府県
その他の官公署に対し、第九十四条第七号に掲
げる業務を行うために必要な情報の提供を求
めることができる。

(介護福祉士等の届出等)

四 社会福祉事業等従事者は、介護福
祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する
者に限る。次項において同じ。は、離職した
場合その他の厚生労働省令で定める場合には、
住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項
を、厚生労働省令で定めるところにより、都道
府県センターに届け出るよう努めなければなら
ない。

五 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により
届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労
働省令で定めるところにより、その旨を都道府
県センターに届け出るよう努めなければなら
ない。

六 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により
届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労
働省令で定めるところにより、その旨を都道府
県センターに届け出るよう努めなければなら
ない。

七 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により
届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労
働省令で定めるところにより、その旨を都道府
県センターに届け出るよう努めなければなら
ない。

八 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により
届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労
働省令で定めるところにより、その旨を都道府
県センターに届け出るよう努めなければなら
ない。

(関係機関等との連携)

第九十五条 都道府県センターは、前条各号に掲
げる業務を行うに当たつては、地方公共団体、
公共職業安定所その他の関係機関及び他の社会
福祉事業等従事者の確保に関する業務を行なう団
体との連携に努めなければならない。

(情報の提供の求め)

九 都道府県センターは、都道府県センターは、都道府県
その他の官公署に対し、第九十四条第七号に掲
げる業務を行うために必要な情報の提供を求
めることができる。

(介護福祉士等の届出等)

十 社会福祉事業等従事者は、介護福
祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する
者に限る。次項において同じ。は、離職した
場合その他の厚生労働省令で定める場合には、
住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項
を、厚生労働省令で定めるところにより、都道
府県センターに届け出るよう努めなければなら
ない。

十一 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により
届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労
働省令で定めるところにより、その旨を都道府
県センターに届け出るよう努めなければなら
ない。

十二 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により
届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労
働省令で定めるところにより、その旨を都道府
県センターに届け出るよう努めなければなら
ない。

十三 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により
届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労
働省令で定めるところにより、その旨を都道府
県センターに届け出るよう努めなければなら
ない。

十四 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により
届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労
働省令で定めるところにより、その旨を都道府
県センターに届け出るよう努めなければなら
ない。

(秘密保持義務)

十五 都道府県センターは、役員若しくは
職員又はこれらの者であつた者は、正当な理
由がないのに、第九十四条各号に掲げる業務に
關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務の委託)

十六 都道府県センターは、第九十四
条各号(第六号を除く。)に掲げる業務の一部
を厚生労働省令で定める者に委託することがで
きる。

(業務の委託)

十七 都道府県センターは、第九十四
条各号(第六号を除く。)に掲げる業務の一部
を厚生労働省令で定める者に委託することがで
きる。

(業務の委託)

十八 都道府県センターは、第九十四
条各号(第六号を除く。)に掲げる業務の一部
を厚生労働省令で定める者に委託することがで
きる。

(業務の委託)

十九 都道府県センターは、第九十四
条各号(第六号を除く。)に掲げる業務の一部
を厚生労働省令で定める者に委託することがで
きる。

(業務の委託)

二十 都道府県センターは、第九十四
条各号(第六号を除く。)に掲げる業務の一部
を厚生労働省令で定める者に委託することがで
きる。

(業務の委託)

二十一 都道府県センターは、第九十四
条各号(第六号を除く。)に掲げる業務の一部
を厚生労働省令で定める者に委託することがで
きる。

(業務の委託)

二十二 都道府県センターは、第九十四
条各号(第六号を除く。)に掲げる業務の一部
を厚生労働省令で定める者に委託することがで
きる。

(業務の委託)

書及び收支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

ところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出

しなければならない。
(監督命令)

第九十七条 都道府県知事は、この款の規定を施行するために必要な限度において、都道府県セノマニ付、第十一四条各号に掲げる義務を

ンターは好し 第九十四条名号は掲げる業務は
関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

が次の各号のいづれかに該当するときは、第九条第十三条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消さなければ

第一九四条第六号に掲げる業務に係る無料
ならない。

第二回 職業紹介事業につき、職業安定法第三十三条第一項の許可を取り消されたとき。

二 職業安定法第三十三条第三項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間について）

て、同条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項の規定による更新を受けたと

きにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後、同法第三十三条第四項にお

いて準用する同法第三十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の更新を受けていない

都道府県センターが、次のとき。

各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 第九十四条各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施することができないと認められると

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二款 中央福祉人材センター

第九十九条 厚生労働大臣は、都道府県センター（指定）

の業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、

(業務)
第一百条 中央センターは、次に掲げる業務を行ふものとする。

- 一 都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。
- 二 二以上の都道府県の区域における社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究を行うこと。
- 三 社会福祉事業等の業務に関し、都道府県センターの業務に従事する者に対して研修を行うこと。
- 四 社会福祉事業等の業務に関する情報及び業等従事者に対する研修を行うこと。
- 五 都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
- 六 都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターの他の関係者に対し提供すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、都道府県センターの健全な発展及び社会福祉事業等従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。
(準用)

第一百一条 第九十三条第三項から第五項まで、第九十五条の四及び第九十六条から第九十八条までの規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第九十三条第三項中「第一項」とあるのは、「第九十九条」と、第九十五条の四中「第九十四条各号」とあるのは、「第一百条各号」と、第九十七条中「この款」とあるのは、「次款」と、「第九十四条」とあるのは、「第一百条」と、第九十八条第一項中「第九十三条第一項」とあるのは、「第九十九条」と、「第九十四条」とあるのは、「第一百条」と、「この款」とあるのは、「次款」と読み替えるものとする。

事業等従事者の福利厚生の増進を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確實に行なうことができる認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、福利厚生センターとして指定することができる。

(業務)

第二百三条 福利厚生センターは、次に掲げる業務を行なうものとする。

一 社会福祉事業等を経営する者に対し、社会福祉事業等従事者の福利厚生に関する啓発活動を行うこと。

二 社会福祉事業等従事者の福利厚生に関する調査研究を行うこと。

三 福利厚生契約(福利厚生センターが社会福祉事業等を經營する者に対してもその者に使用される社会福祉事業等従事者の福利厚生の増進を図るために事業を行うことを約する契約をいう。以下同じ。)に基づき、社会福祉事業等従事者の福利厚生の増進を図るために事業を実施すること。

四 社会福祉事業等従事者の福利厚生に関し、社会福祉事業等を經營する者との連絡を行い、及び社会福祉事業等を經營する者に対し助成を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業等従事者の福利厚生の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(約款の認可等)

第二百四条 福利厚生センターは、前条第三号に掲げる業務の開始前に、福利厚生契約に基づき実施する事業に関する約款(以下この条において「約款」という。)を定め、厚生労働大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

六 厚生労働大臣は、前項の認可をした約款が前条第三号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その約款を変更すべきことを命ぜることができる。

七 約款に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(契約の締結及び解除)

第二百五条 福利厚生センターは、福利厚生契約の申込者が第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項(第七十二条の規定により読み替えて適用する

場合を含む。)の規定に違反して社会福祉事業等を経営する者であるとき、その他厚生労働省令で定める正当な理由があるときはこれを除いては、福利厚生契約の締結を拒絶してはならない。

(準用)
第一百六条 第九十三条第三項から第五項まで、第九十五条の四及び第九十六条から第九十八条までの規定は、福利厚生センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第九十三条第三項中「第一項」とあるのは「第二条」と、第九十五条の四中「第九十四条各号」とあるのは「第一百三条各号」と、第九十九条第一項中「に提出しなければ」とあるのは「の認可を受けなければ」と、第九十七条中「この款」とあるのは「次節」と、「第九十四条」であるのは「第一百三条」と、第九十九条第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第一百二条」と、「第九十四条」とあるのは「第一百三十二条」と、「この款」とあるのは「次節」と、「違反した」とあるのは「違反したとき、又は第百四四条第一項の認可を受けた同項に規定する約款によらないで第一百三条第三号に掲げる業務を行つた」と読み替えるものとする。

項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する事業

二 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）

四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）

第一百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の重層的支援体制整備事業を抱える地域住民及びその他の関係者から相談に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他への各般の措置を通じ、地域住民等及び支援機関による、地域福祉の推進のための相互協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じ、支援機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上で困難を有するものに対し、支援機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行うう事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

四 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前条に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。（重層的支援体制整備事業）

第一百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行ふことができる。

二 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に

基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に応じた高齢者、障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全の事業を一括的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上で困難を有するものに対し、支援機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行うう事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第一号に掲げる事業

二 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業を抱える地域住民及びその他の関係者からの相談に応じた高齢者、障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全の事業を一括的に行う事業

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に応じた高齢者、障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全の事業を一括的に行う事業

基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に応じた高齢者、障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全の事業を一括的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上で困難を有するものに対し、支援機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行うう事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第一号に掲げる事業

二 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業を抱える地域住民及びその他の関係者からの相談に応じた高齢者、障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全の事業を一括的に行う事業

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に応じた高齢者、障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全の事業を一括的に行う事業

基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に応じた高齢者、障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全の事業を一括的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

二 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業を抱える地域住民及びその他の関係者からの相談に応じた高齢者、障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全の事業を一括的に行う事業

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に応じた高齢者、障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全の事業を一括的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

二 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業を抱える地域住民及びその他の関係者からの相談に応じた高齢者、障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全の事業を一括的に行う事業

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に応じた高齢者、障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全の事業を一括的に行う事業

は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第一百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第一百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」といふ。）を策定するよう努めるものとする。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援機関が、当該地域住民及びその他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するための法律第八十条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村介護保険法百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十条第一項に規定する市町村地域福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村介護保険法百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保れたものでなければならぬ。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

前各項に定めるものほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（支援会議）

市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的の実施に当たつては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八十一条第一項に規定する支

援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつゝ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行ふよう努めるものとする。

（支援会議）

市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的の実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める

役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に委託することができる。

（支援会議）

前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に委託することができる。

（支援会議）

支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、

支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
支援会議等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

4 支援会議等は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これららの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

5 支援会議は、支援会議の事務に従事する者又は従事していなかった者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 支援会議の事務に従事する者又は従事していない。前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に必要な事項は、支援会議が定める。

7 (市町村の支弁) 前各項に定めるものと同様である。

第一百六条の七 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は、市町村の支弁とする。

第一百六条の八 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一 前条の規定により市町村が支弁する費用の一部を交付金として交付する。

二 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第三号イに掲げる事業により算定した額の百分の二十に相当する額。

三 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第三号イに掲げる事業により算定した額の百分の五十に相当する額。

四 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第三号イに掲げる事業により算定した額の百分の五十から一百六十条の四第二項第三号イに掲げる事業により算定した額の百分の五十に相当する額。

五 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第三号イに掲げる事業により算定した額の百分の五十を加えた率を乗じて得た額(次条第二号において「特定地域支援事業支援額」という。)の百分の五十に相当する額。

六 支援会議は、当該支援会議を組織して行う第六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の四分の三に相当する額。

7 支援会議の事務に従事する者又は従事していない。前各項に定めるものと同様である。

第一百六条の九 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一 前条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の十二・五に相当する額。

二 特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額。

三 第一百六条の七の規定により市町村が支弁する費用のうち、前条第一号及び第三号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として予算の範囲内で交付する額。

第一百六条の十 市町村は、当該市町村について次に掲げる額として当該都道府県の予算の範囲内で交付する額。

(市町村の一般会計への繰入れ)

一 第一百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額。

二 第一百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から一百六十条の四第二項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。」と、同法第十四条中「費用」とあるのは「費用(重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。)」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額(重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。

三 第一百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額を相当する額として当該都道府県の予算の範囲内で交付する額。

(市町村に対する交付金の交付)

一 前各項に定めるものと同様である。

二 支援会議の事務に従事する者又は従事していない。前各項に定めるものと同様である。

三 第一百六条の七の規定により市町村が支弁する費用のうち、前条第一号及び第三号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として予算の範囲内で交付する額。

第一百六条の十一 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険法第二百二十条として次に掲げる事項を一体的に定めるところにより算定した額。

(重層的支援体制整備事業と介護保険法等との調整)

一 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第一号及び第三号に掲げる事業により算定した額を基礎として、介護保険法第九条第一号に規定する第一号被保険者(以下この号において「第一号被保険者」という。)の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額。

二 第一百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から一百六十条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用を除く。」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額(重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。

第一百六条の十二 市町村は、当該市町村について次に掲げる額として当該都道府県の予算の範囲内で交付する額。

(市町村の支弁)

一 第一百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額。

二 第一百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から一百六十条の四第二項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。」と、同法第十四条中「費用」とあるのは「費用(重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。)」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額(重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。

三 第一百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額。

四 第一百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から一百六十条の四第二項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。」と、同法第十四条中「費用」とあるのは「費用(重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用を除く。)」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額(重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。

五 第一百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額。

第二節 地域福祉計画

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事業を実施する場合における介護保険法第二百二十条として次に掲げる事項を一体的に定めるところにより算定した額。

(重層的支援体制整備事業と介護保険法等との調整)

一 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第一号及び第三号に掲げる事業により算定した額を基礎として、介護保険法第九条第一号に規定する第一号被保険者(以下この号において「第一号被保険者」という。)の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額。

二 第一百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から一百六十条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用を除く。」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額(重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。

三 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第一号及び第三号に掲げる事業により算定した額を基礎として、介護保険法第九条第一号に規定する第一号被保険者(以下この号において「第一号被保険者」という。)の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額。

四 第一百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から一百六十条の四第二項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額(重層的支援体制整備事業として行う第六条の四第二項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。)」とする。

五 第一百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額。

映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第一百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区域及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を行うことを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整を行ふため、その区域内において社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができない。ただし、役員の总数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（都道府県社会福祉協議会）

第一百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、当該都道府県の区域内に都道府県社会福祉事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの

二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

三 社会福祉を目的とする事業の經營に関する指導及び助言

四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区域及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を行うことを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整を行ふため、その区域内において社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものとする。

1 市町村社会福祉協議会は、第一又は二以上の区域を単位とするものとする。

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

（社会福祉協議会連合会）

第一百十一条 都道府県社会福祉協議会は、相互連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

2 第百九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

（共同募金）

第一百十二条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をそ

の区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を經營する者（国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。）に配分することを目的とするものという。

3 共同募金会は、第二百十二条に規定する期間にかかるわらず、第一種社会福祉事業とす。（共同募金会）

4 関係行政の職員は、共同募金を行う事業は、第二条の規定にかかるわらず、第一種社会福祉事業とす。（共同募金会）

5 共同募金会は、前条第三項の規定にかかるわらず、災害救助法（昭和二十二年法律第二百八十九号）第二条第一項に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

6 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第二百十二条の規定にかかるわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分しなければならない。

7 共同募金会は、第一項に規定する準備金会の設立の認可に当たつては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。

二 特定人の意思によつて事業の經營が左右されるおそれがないものであること。

三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。

四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

（配分委員会）

第一百十五条 寄附金の公正な配分に資するため、当該共同募金会に配分委員会を置く。

2 第四十四条第一項の規定は、配分委員会の委員について準用する。

（配分委員会）

第一百十六条 寄附金の公正な配分に資するため、当該共同募金会の役員は、配分委員会の委員となつて、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

2 第百九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

（共同募金の性格）

第一百十七条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を經營するものでなければならない。（共同募金の配分）

2 共同募金会は、社会福祉を目的とする事業を經營する者以外の者に配分してはならない。

2 共同募金会は、寄附金の配分を行つに当たつては、配分委員会の承認を得なければならぬ。

3 共同募金会は、第二百十二条に規定する期間に満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。（準備金）

5 共同募金会は、前条第三項の規定にかかるわらず、災害救助法（昭和二十二年法律第二百八十九号）第二条第一項に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

6 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第二百十二条の規定にかかるわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分しなければならない。

7 共同募金会は、第一項に規定する準備金会の設立の認可に当たつては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。

二 特定人の意思によつて事業の經營が左右されるおそれがないものであること。

三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。

四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金会に配分委員会を置く。

（計画の公告）

第一百十九条 共同募金会は、共同募金を行つにあらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受取者の範囲及び配分の方法を規定に基づく配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。

2 第百八十九条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

3 受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第百八十九条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

4 この節に規定するもののほか、配分委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

（結果の公告）

第一百二十条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一ヶ月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第百八十九条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

2 共同募金会は、第二百八十九条第二項の規定により準備金を拠出した場合には、速やかに、同項

の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。

共同募金会は、第一百八十三条第三項の規定により配分を行つた場合には、配分を終了した後三月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行つた共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第一百二十二条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会については、第五十六条第八項の事由が生じた場合のほか、第一百四条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受配者の寄附金募集の禁止)

第一百二十三条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(共同募金会連合会)

第一百二十四条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。

(社会福祉連携推進法人)

第一節 認定等

(社会福祉連携推進法人の認定)

第一百二十五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第一百一十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

二 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を經營する者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援

三 社員が經營する社会福祉事業の經營方法に関する知識の共有を図るための支援

四 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行う

のに必要な資金を調達するための支援として

厚生労働省令で定めるもの

五 社員が經營する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図ることの研修

六 社員が經營する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

(認定申請)

第一百二十六条 前条の認定（以下この章において「社会福祉連携推進認定」という。）の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、定款、社会福祉連携推進方針その他の厚生労働省令で定める書類を添えてしなければならない。

2 一 社員の氏名又は名称

二 社会福祉連携推進業務を実施する区域

三 社会福祉連携推進業務の内容

四 前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合に、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項

(認定の基準)

第一百二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定を受けることができる。

一 その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域において主たる目的であること。

二 社員の構成について、社会福祉法人その他の社会福祉事業を經營する者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を含むこととする旨

三 社員の構成について、社会福祉法人その他の社会福祉事業を經營する者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数である

四 社員の資格の得喪に關して、第一号の目的に照らし、不當に差別的な取扱いをする条件その他の不當な条件を付していないものである

五 定款において、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げ

る事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。

イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項

ロ 役員について、次に掲げる事項

(1) 理事六人以上及び監事二人以上を置く旨

(2) 理事のうちに、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれないこととする旨

(3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨

(4) 理事又は監事について、社会福祉連携推進業務について識見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨

ハ 代表理事を一人置く旨

チ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項

リ 資産に関する事項

ト 第百四十五条第一項又は第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第一百四十六条第二項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に国、地方公共団体又は次条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者（ヲにおいて「国等」という。）に贈与する旨

ヲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨

ワ 定款の変更に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

（欠格事由）

第一百二十八条 次の各号のいずれかに該当する一般社団法人は、社会福祉連携推進認定を受けることができない。

一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

2 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

3 社会福祉連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。

4 第三百四十四条の二第二項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

（社会福祉連携推進方針の変更）

第三百四十五条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。

第三節 解散及び清算

第一百四十六条 第四十六条第三項、第四十六条の二、第四十六条の六第四項及び第五項並びに第四十七条の四から第四十七条の六までの規定は、社会福祉連携推進法人の解散及び清算について準用する。この場合において、第四十六条第三項中「第一項第一号又は第五号」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条各号」と、「所轄庁」とあるのは、「認定所轄庁」（第二百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。第四十六条の六第四項及び第五項並びに第四十七条の五において同じ。）と、第四十六条の六第四項及び第五項並びに第四十七条の五中「所轄庁」とあるのは、「認定所轄庁」と、第四十七条の六第二項中「第四十一条」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十六条」と、「準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする」とあるのは、「準用する」と読み替えるものとする。

（代表理事の選定及び解職）

第一百四十七条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員等に欠員を生じた場合の措置等）

第一百四十三条 第四十五条、第四十五条の六第二項及び第三項並びに第四十五条の七の規定は、社会福祉連携推進法人の役員及び会計監査人について準用する。この場合において、第四十五

二項	第五十七条	第五十九条並に第五十九条の二	第五十六条	第五六十項から第七項まで、第五項、第五項、第五項及び第五項から第五項までの二十九条並に第五十九条の二	第五十六項第一項	第五十六条（第八項を除く。）、第五十七条の一、第五十九条、第五十九条の二（第二項を除く。）及び第五十九条の三の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	監督等
条並びに前	第五十七	第五十九項及び第四項から第四項までの二	所轄庁	認定所轄庁	所轄庁	認定所轄庁（第一百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。以下同じ。）	会」と、第四十五条の六第二項中「前項に規定する」とあるのは「この法律若しくは定款で定めた社会福祉連携推進法人の役員の員数又は代理事が欠けた」と、「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁（第一百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。）と、「一時役員」とあるのは「一時役員又は代表理事」と読み替えるものとする。

1	(施行期日)	（施行期日）
2	（社会事業法）	（昭和十三年法律第五十九号）
3	（社会福祉事業法）	（昭和十三年法律第五十九号）
4	（社会福祉主事に関する経過規定）	（昭和二十年五月三十日までに、その規定は、同年十月一日から施行する。）
5	（社会福祉主事の設置に関する法律）	（昭和二十年五月三十日までに、その規定は、同年十月一日から施行する。）
6	（社会福祉主事の設置に関する法律）	（昭和二十年五月三十日までに、その規定は、同年十月一日から施行する。）
7	（社会福祉主事の設置に関する法律）	（昭和二十年五月三十日までに、その規定は、同年十月一日から施行する。）
8	（社会福祉主事の設置に関する法律）	（昭和二十年五月三十日までに、その規定は、同年十月一日から施行する。）
9	（社会福祉主事の設置に関する法律）	（昭和二十年五月三十日までに、その規定は、同年十月一日から施行する。）

10	(社会福祉法人への組織変更)	（社会福祉法人への組織変更）
11	（社会福祉法人の組織変更）	（社会福祉法人の組織変更）
12	（社会福祉法人の組織変更）	（社会福祉法人の組織変更）
13	（社会福祉法人の組織変更）	（社会福祉法人の組織変更）
14	（寄附金の募集の経過規程）	（寄附金の募集の経過規程）
15	（寄附金の募集の経過規程）	（寄附金の募集の経過規程）
16	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）
17	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）
18	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）
19	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）
20	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）
21	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）
22	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）	（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）

1	（施行期日）	（昭和二十八年八月一五日法律第二百四〇号）抄
2	（施行期日）	（昭和二十八年八月一九日法律第二百四〇号）抄
3	（施行期日）	（昭和二九年三月三一日法律第二百四〇号）抄
4	（施行期日）	（昭和二九年三月三一日法律第二百四〇号）抄
5	（施行期日）	（昭和三一年五月二十四日法律第一四八号）抄
6	（施行期日）	（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄
7	（施行期日）	（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄
8	（施行期日）	（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄
9	（施行期日）	（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄

1	（施行期日）	（昭和三五年三月三一日法律第三七号）抄
2	（施行期日）	（昭和三五年三月三一日法律第三七号）抄
3	（施行期日）	（昭和三五年三月三一日法律第三七号）抄
4	（施行期日）	（昭和三五年三月三一日法律第三七号）抄
5	（施行期日）	（昭和三五年三月三一日法律第三七号）抄
6	（施行期日）	（昭和三五年三月三一日法律第三七号）抄
7	（施行期日）	（昭和三五年三月三一日法律第三七号）抄
8	（施行期日）	（昭和三五年三月三一日法律第三七号）抄
9	（施行期日）	（昭和三五年三月三一日法律第三七号）抄

2	社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。
附 則 (昭和三六年六月一九日法律第一)	(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和三八年七月一一日法律第一) 三三号) 抄 第一条 この法律は、公布の日から施行して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。 附 則 (昭和三九年七月一日法律第二) 九号) 抄 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和三九年七月一一日法律第一) 六九号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。 (経過規定) 5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。 附 則 (昭和四一年八月一日法律第一) 一号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和四一年八月一日法律第一) 三号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和四二年八月一九日法律第一) 三九号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。 (社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置) 4 この法律の施行の際現に社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けた前項の規定による改正前の同法第二条第二項第三号に規定する肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は内部障害者更生施設を経営している者は、身体障害者更生施設を経営する事業に關し、前条の規定による改正後の同法(以下この条において「新事業法」という。)第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けたものとみなす。 附 則 (昭和四二年八月一九日法律第一) 三九号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。
附 則 (昭和五九年八月七日法律第六三)	(施行期日) 1 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。 附 則 (昭和五九年八月七日法律第六三) 一号) 抄 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和五九年八月七日法律第六三) 二号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和五九年八月七日法律第六三) 五号) 抄 (施行期日等) 1 この法律は、公布の日から施行する。 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる審議会については、公布の日から起算して六月を経過する日までは適用しない。 一 略 (施行期日) 1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。 附 則 (昭和五八年五月一八日法律第七) 二号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、昭和五十八年十月一日から施行する。 附 則 (昭和五八年五月一八日法律第四) 八号) 抄 (施行期日) 1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれるものととなるものに關し必要となる経過措置その他の
附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九)	(施行期日) 1 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。 附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九) 〇号) 抄 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一 略 五 第三条、第七条及び第十二条の規定、第十四条の規定(民生委員法第十九条の改正規定を除く。附則第七条において同じ。)、第二十五条の規定(社会福祉事業法第十七条及び第二十一条の改正規定を除く。附則第七条において同じ。)、第二十八条の規定(児童福祉法第三十五条、第五十六条の一、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)並びに附則第七条、第十二条から第十四条まで及び第十七条の規定、公布の日から起算して六月を経過した日(民生委員法及び社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置)の施行前に民生委員審査会がした通告その他の行為又はこれらの規定の施行の際現に民生委員審査会に對して行つている意見の陳述その他の行為については、これらの規定の施行の日以後においては、地方社会福祉審議会がした通告その他の行為又は地方社会福祉審議会に對して行つた意見の陳述その他の行為とみなす。 附 則 (昭和六一年一二月二二日法律第一) 一 略 二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条までの、第三十一条及び第三十五条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)に掲げる事項を届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。 3 この法律の施行の際現に身体障害者福祉センターを経営している者であつて、国、都道府県及び市町村以外のものは、この法律の施行の日から起算して三月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に新事業法第五十七条第二項の規定を適用しない。 4 この法律の施行の際現に身体障害者福祉センターを経営している者であつて、国、都道府県及び市町村以外のものは、この法律の施行の日から起算して三月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に新事業法第六十二条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
附 則 (昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号)	(施行期日) 1 この法律は、昭和六一年一二月二二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 略 二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条までの、第三十一条及び第三十五条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)に掲げる事項を届け出なければならない。

業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と畜法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求について（国等の事務）

（国等の事務）

二、この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則の事務として処理するものとする）。

（処分、申請等に関する経過措置）

第三百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第三百六十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のその法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

二、この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければな

らない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に規定して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第三百六十三条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に下この条において「上級行政庁」とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

二、前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第三百六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三百六十六条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

（事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければな

らない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に規定して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第三百六十七条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成一一年七月一六日法律第一

（施行期日）抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法

（社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第四号の改正規定（社会福祉事業法を「社会福祉法」に改める部分及び第五十七条第一項）を「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改め

る部分に限る。）、同項第五号の改正規定（社会福祉事業法第五十七条第一項）を「第五

七条第一項」を「第六十二条第一項」に改め

る部分に限る。）、同項第五号の改正規定（社会福祉事業法第六十二条第一項）に改める部分に限る。）及び同条第二項第四号の改正規定を除く。）の規定並びに附則第九条、第十条、第十二条及び第二十三条から第二十五条までの規定並びに附則第三十九条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第二号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える改正規定 平成十三年四月一日

二、第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定（「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）及び

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

（経過措置）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施

行する。

（施行期日）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施

行する。

（経過措置）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

（附則）（平成一一年一二月八日法律第一

（施行期日）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

（附則）（平成一一年一二月二二日法律第一

（施行期日）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

（附則）（平成一一年一二月二二日法律第一
（施行期日）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

（附則）（平成一一年一二月二二日法律第一

（施行期日）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

（附則）（平成一一年一二月二二日法律第一

（施行期日）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

（附則）（平成一一年一二月二二日法律第一

（施行期日）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

（附則）（平成一一年一二月二二日法律第一

（施行期日）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

（附則）（平成一一年一二月二二日法律第一

（施行期日）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

（附則）（平成一一年一二月二二日法律第一

（施行期日）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十三条、第六十五条、第六十八条から第七十七条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百十二条、第一百十三条及び第一百五十四条の規定 平成十八年十月一日

三 附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第一百十一条の規定 平成二十四年四月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三〇号) 抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月五日法律第一二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条及び第九条第一項の規定 公布の日
(政令への委任)

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年一二月三日法律第八五号) 抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年一二月一〇日法律第七一號) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定(「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。)、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一條を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定(「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。)並びに同法第七十七条第三項及び第十八条第二項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定(十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定

二 略
三 第二条の規定(障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第十七条及び第三十九条の規定

二 略
三 第二条の規定(障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第十七条及び第三十九条の規定

八条第二項の改正規定を除く)、第四条の規定(児童福祉法第十四条の十一第一項の改正規定を除く)及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条(第一号に係る部分に限る)、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たつて、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第三十七条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前ににおいても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十二条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第三四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する療養に関する法律第六十四条の改正規定を除く。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定に限る。）、第六十六条（道路法第二十二条の改正規定を除く。）、第六十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三条、第一百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百二十二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十二条まで、第二十七条、及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八十八条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十

二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第六十二条から第六十九条の改正規定を除く。）、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第十九条の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十三条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る。）、第一百三十七条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二百三十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十五条、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十一条、第二百九十七条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百三十八条、第三百十一条及び第三百一十八条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンショングの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条、第一百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十七条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七十八条（第百八十二条

条（環境基本法第十六条第三項及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第八百八十七条（鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五十五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百九条、第一百二十一条の二及びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日）

同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十四条の規定による改正後の社会福祉法(附則第百二十三条第二項において「新社会福祉法」という)第六十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

2 第三十四条の規定(社会福祉法第三十条の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行前に第三十四条の規定による改正前の社会福祉法(以下この条において「旧社会福祉法」という。)の規定によりされた認可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第三十四条の規定の施行の際現に旧社会福祉法の規定によりされている認可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第三十四条の規定の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第三十四条の規定による改正後の社会福祉法(以下この条において「新社会福祉法」という。)の適用については、新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 第三十四条の規定の施行前に旧社会福祉法の規定により所轄庁に對し届出等その他の手続をしなければならない事項で、第三十四条の規定の施行の日前にその手續がされていないものについては、これを、新社会福祉法の相当規定によより所轄庁に對して届出等その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新社会福祉法の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

同じ。)の
い期間内に
正後の社会
において「新
定める基準
第一項に相
れるまでの間
おいて「新
正規定に相
勵省令で定
施行前に第
福祉法(以
ていう。)
他の行為
為」といふ
際現に旧社
可等の申請
「申請等の
の施行の日
事務を行な
同日以後に
後の社会福
祉法」と相
定の施行
規定によ
しなければ
の施行の日
つては、よ
り所轄庁に
ければなら
いないもの
適用する。
(罰則に関する
規定) 第八
八十二条
の法律の施
する経過過
(検討)

施行の日から起算して一年を超えない期間において、第三十四条の規定による改正前の社会福祉法（附則第百二十三条第二項に規定する都道府県の条例が制定施行されたときは、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める限り、以下この条において同じ。）の規定によりされた認可等の処分を受ける。（以下この項において「处分等の行為」といふ。）又は第三十四条の規定による改正前の社会福祉法（以下この条において「旧社会福祉法」といふ。）の規定によりされた認可等の処分を受ける。（以下この項において「旧の規定による改正前の行為」といふ。）で、第三十四条の規定の適用については、新社会福祉法（以下この条において「新社会福祉法」といふ。）の規定による改正前の行為とみなす。

新児童福祉法第二十一条の五の十五
祉法第二十四条の九において準用す
る。)、新医療法第七条の二、第十八
二十一条、新生活保護法第三十九条、
同法第六十五条並びに新障害者自立支
援法第三十八条(新障害者自立支援法
第十六条(新障害者自立支援法第三十八
条に準用する場合を含む。)の規定の施
行の長が定める基準の在り方について
に定める日から施行する。
第六条、第八条、第九条及び第十三条
抄 (平成二四年六月二七日法律第五
則 (平成二四年八月二二日法律第六
則)

法律は、平成二十五年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規
定の適用については、なお従前の例に
ついて必要な措置を講ずるものとす
る。(平成二三年一二月一四日法律第
二号) 抄

法律は、子ども・子育て支援法の施行の
日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規
定の適用については、なお従前の例に
ついて必要な措置を講ずるものとす
る。(平成二五年六月一四日法律第四
則)

法律は、公布の日から起算して二月
範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規
定の適用については、なお従前の例に
ついて必要な措置を講ずるものとす
る。(平成二五年六月一三日法律第
五号) 抄

法律は、公布の日から施行する。
(法律の施行の経過措置)

法律(附則第一条各号に掲げる規定
の適用については、当該規定の施行前にした行為に
ついては、政令で定める。

する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年六月八日法律第四四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十条の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定(「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る)、同法第八十条の規定、別表第三都道府県市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)の項第一号及び別表第三都道府県市及び福利第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の十一の項別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の規定、公布の日

二 及び三 略

四 第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書、第六十二条第一項及び第七十条第一号ハ

の改正規定並びに同法附則に一項を加える改定の規定並びに第五条の規定(社会福祉法第一百六条の三第一項第三号の改正規定を除く)。

並びに附則第五条、第十条から第十三条までの規定による改正規定を除く)。

二十二条までの規定 平成三十二年四月一日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

種社会福祉事業に関する経過措置

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の社会福祉法第六十九条第一項の規定による届出をして第二種社会福祉事業(住居の用に供するための施設を設置しているものに限る)を行っている国及び都道府県以外の者は、同号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、当該都道府県知事に

第五条の規定による改正後の社会福祉法(以下この条において「新社会福祉法」という)第六十八条の二第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。この場合において、その届出をした者は、新社会福祉法第六十八条の二第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(検討)
(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (平成三十一年六月二〇日法律第五九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三十七条)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに百二十四条及び百二十五条の規定(公布の日)

百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)、第一百十一条、第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定(公布の日)

第二百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第二百五十五条第六号の改正規定に限る)、及び第二百六十九条(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法的上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第六号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (令和二年六月一二日法律第五二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条に定めるものとされた同一の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法的上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第一条 この法律は、令和二年六月一二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)

第二条 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

第一条 この法律は、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合における施行日以後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する規定附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに百二十四条及び百二十五条の規定(公布の日)

、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する規定附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機

構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに百二十四条及び百二十五条の規定(公布の日)

附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定

この法律の公布の日

二 及び三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ からチまで 略

リ 附則第二十四条、第二十五条、第二十八

条、第三十条及び第四十四条の規定

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表（第一百五十二条関係）

都道府県
（百二十二条）

市	村町
第三十一条第一項、第四十二条第二項、第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の九第五項、第四十五条の三五、第五十条第三項、第五十四条の六第十六第二項及び第四項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六条第二項及び第四項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六条第六第四項及び第五項、第四十七条の三五、第五十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四、第五十六条第一項、第四項から第八項まで及び第九項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条、第一百十四条並びに第一百二十一条	第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十六条第九項